少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に 35 人に引き下げられた。今後、小学校だけに留まるのではなく、中学校・高等 学校での35 人学級の早期実施が必要である。さらに、きめ細かな教育をするた めには30 人学級の実現が不可欠である。

そのうえ、文科大臣も、改正義務標準法にかかわる国会答弁の中で、30 人学級や中・高における少人数学級の必要性についても言及している。また自民党の教育再生実行会議の第 12 次提言においても中学校への拡充については、「望ましい指導体制の在り方について検討する」とし、前向きな姿勢を示している。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校に加えGIGAスクール構想の1年前倒し実施など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

- 1. 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
- 2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。とりわけGIGAスクール構想の実施に

ともなうICTサポーターの配置増を早急に行うこと。

3. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができる よう加配の削減は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月21日

衆 議 院 議 長 細田 博之 様 参 議 院 議 長 山東 昭子 様 内 閣 総 理 大 臣 岸田 文雄 様 財 務 大 臣 鈴木 俊一 様 文部 科 学 大 臣 末松 信介 様